

# 会報

香美郡民主商工会(発行)  
 香美市土佐山田町宝町4丁目21-14  
 TEL・5214031 FAX・5214877

## 高知県営業時間短縮

## 西せ請対応臨時給付金

先週の会報で知らせておきましたが高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金(長引)が拡充され5月・6月分の申請が始まりました。

ほぼすべての会員さん一部読者が対象の可能性がります。まずは、今年の5月と6月の売上を前年又は前々年の同月と比較してみよう!!

1月分申請された方は「営業許可書」や「本人確認」通帳の写しなどの添付書類が省略できますし、申請書類も前回とほぼ同じ型式になっています。(給付額の計算がやや複雑) 給付の対象は、新型コロナウイルスの影響で売上が30%以上減少している事業者が対象です。

民商では、前回同様学習会方式で申請手続きをサポートします。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、少人数(8名)での学習会になりますので、完全予約制とさせていただきます。学習会への参加希望の方は事務局(5214031)までご連絡下さい。

## 「言いたい劇場」



税金・記帳・分納相談・融資・労働保険・建設業許可等どんなことでも  
 まわりの人に「そりゃあ民商へ1回相談に行ってみいゃ」の声かけを!!

今週の商工新聞  
 (5面) 全国事務局交流会  
 香美郡民商事務局3名  
 も参加しました!!  
 オンラインご参加...

### またやります。給付金対応学習会!!

必ず事前に、ご連絡下さい。

《対象》  
 ① 2019年・2020年の5月のいずれかの売上が、2021年の5月の売上額が30%以上減少している事業者  
 ② 2019年・2020年の6月のいずれかの売上が、2021年の6月の売上額が30%以上減少している事業者

《持参物》  
 確定申告書(受付印入り)  
 対象期間の売上帳  
 (2021年と2019年・2020年の同時期分) 認め印  
 営業日数(給付金の計算の根拠になります。)  
 本人確認書類(免許証等)・専用口座・免許証  
 ⇒下線部は12月・1月分に申請した方は、変更が無ければ今回は必要ありません。

日時  
 7月 6日(火)・8日(木)・12日(月)・20日(火)・29日(木) ⇒(6・8・20・29日 行政書士の先生が、その場で認定してくれます。)  
 いずれも13時からスタート  
 ※:今回は先着8名で『完全予約制』とします。

先着順となりまますので、協力宜しくお願い致します。

◎学習会の日程

7月6日(火)	午後1時~
7月8日(木)	午後1時~
7月12日(月)	午後1時~
7月20日(火)	午後1時~
7月29日(木)	午後1時~

以前共済会総会で講演していただいた岡崎千佳行政書士が事務局にあり、政書士が事務局にあり、学習会で申請書を作成後、売上減少等の証明を銀行等の認定機関に出向くこともなく申請できます。ハガキもありません。

### 給与支払事業主さんへ

## 忘れてないですか?

源泉所得税の半期特例納付の〆切(7/12)が近づいています

今年も早いもので半年が過ぎ、源泉所得税の納付の時期になりました。1~6月分の給与支払総額と支給人員を集計し、7月12日(月)までに納付します。支払いが遅れると延滞金がつきますので、ご注意ください。

分からない場合は民商(52-4031)までお問い合わせください。

※社会保険に加入の事業所は『算定基礎届』の提出期限も7/12です!お忘れなく!!